

## 名寄市総合事業サービスコード

令和7年4月

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176 1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		1176 単位 日割の場合		39 単位	39 1月につき
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2,349 1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割		2349 単位 日割の場合		77 単位	77 1月につき
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727 1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割		3727 単位 日割の場合		123 単位	123 1月につき
A2	2411 訪問型独自サービス21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 单位	287 1回につき
A2	2511 訪問型独自サービス22			(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 单位	179
A2	2621 訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220 单位	220
A2	1411 訪問型独自短時間サービス			(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 单位	163
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12 1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 单位減算	-1 1月につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23 单位減算	-23 1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 单位減算	-1 1月につき
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 单位減算	-37 1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 单位減算	-1 1月につき
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 单位減算	-3 1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 单位減算	-2
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 单位減算	-2
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 单位減算	-2
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 单位減算	-12 1月につき
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 单位減算	-1 1月につき
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		23 单位減算	-23 1月につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 单位減算	-1 1月につき
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 单位減算	-37 1月につき
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	1 单位減算	-1 1月につき
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 单位減算	-3 1回につき
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 单位減算	-2
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 单位減算	-2
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 单位減算	-2
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地減等提供加算			所定単位数の 5% 加算		
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地減等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地減等加算回数			所定単位数の 5% 加算		
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算		ハ 初回加算	200 単位加算	200	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 单位加算	100	1月につき
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 单位加算	200	
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 单位加算	50	月1回限度
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		